豊田市博物館カフェ・ショップ運営事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

豊田市博物館において、別添の豊田市博物館カフェ・ショップ運営事業仕様書(以下、「仕様書」という。)に挙げる業務内容を実施するにあたり、それら業務を円滑かつ適切に運営できる事業者を選定するために実施する。

2 事業の概要

豊田市博物館のカフェ・ショップの運営、豊田市発行刊行物等の販売 (仕様書のとおり。)

3 事業期間

協定締結の日から令和11年3月31日(土)までとする。

ただし、協定締結の日から令和8年4月23日(木)までは準備期間とし、カフェ・ショップの営業期間は、令和8年4月24日(金)から令和11年3月31日(土)までのうち、市が定める日とする。

(令和8年度開館予定日数250日(予定)・別途内覧会4日(予定)あり

4 費用負担

仕様書のとおり。

5 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす法人。また、連合体の場合は、(1)から(7)までについて連合体を構成する全ての事業者が条件を満たしていること。(8)については、連合体を構成する事業者のいずれかが条件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法

(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (3) 参加表明書の提出日から当該業務の協定の相手方の特定までの間、本市から 入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該業務の協定締結の相手方の特定までの間、本市

と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び業務からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

- (5) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、資本関係や人的関係がない者であること(資本関係又は人的関係がある者に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ない。)。
- (6) 連合体として複数の提案を行わないこと。
- (7) 未納の税がないこと。
- (8) 公告日において、愛知県内で20席以上の規模のレストラン又はカフェを営業していること(直営のほか、入居及び委託営業を含む。)。

6 選考日程

(1)全体スケジュール

令和7年

10月14日(火)事業実施の公告、公表、公募の開始 業務説明資料等の交付開始

10月28日(火)質問の受付期限 参加表明書の受付期限

10月31日(金)質問の回答期限 参加資格確認通知書の送付

11月11日 (火) 提出書類の提出期限

11月18日(火)ヒアリングの実施及び選考委員会開催

11月 下旬 選考結果の通知

12月 上旬 協定の締結

令和8年

4月24日(金)営業開始

(2) 質問受付・回答

ア 書式 任意様式

イ 受付期限 令和7年10月28日(火)午後5時

ウ 回答期限 令和7年10月31日(金)

工 提出場所 豊田市 美術・博物部 博物館(11 問合せ先・書類提出先を 参照)

オ 提出方法 メール(送付後電話連絡をすること。)

カ 回答方法 メールで回答

(3) プロポーザル参加表明書の提出期限、場所及び方法

ア 書式 参加表明書(様式1)

イ 提出期限 令和7年10月28日(火)午後5時

ウ 提出場所 豊田市 美術・博物部 博物館(11 問合せ先・書類提出先 を参照)

エ 提出方法 メール、持参又は郵送(提出期限必着)

オ 添付資料 参加資格要件(5(8))が確認できる書類(契約書、許可証 等の写し)

(4) 提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和7年11月11日(火)午後5時

イ 提出場所 豊田市 美術・博物部 博物館(11 問合せ先・書類提出先を 参照)

ウ 提出方法 郵送(提出期限必着)

エ そ の 他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出 期限までにその旨を書面(様式自由)に記載し、郵送(提出期 限必着)により提出すること。

(5) ヒアリング

ア 日時 令和7年11月18日(火)午前10時から午後5時まで(正午から午後1時半までを除く。)のうち指定する40分間

イ 場所 市が別に指定する場所にて行う。

ウ 実施内容及び注意事項

- ・提出書類に基づき1者40分(説明15分、質疑応答25分)のヒアリングを行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は 行わないこと。
- ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- ・ヒアリングに欠席した者は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。
- ・ヒアリングへの参加者は最大3名とし、業務担当責任者は必ず参加すること。

7 選考委員

委員長 豊田市博物館 館長 委員 豊田市美術・博物部 副部長 委員 豊田市博物館運営協議会 委員 委員 地元自治区(小坂) 役員等 委員 (一社)ツーリズムとよた 担当者

8 提出書類

A4サイズ両面12枚以内に以下の内容を記載すること。

- (1)提案書類
 - ア 企業の業務実績に関すること。
 - (ア) 会社・団体概要(連合体含む。主となる事業者を明示すること。)
 - (イ) 地方公共団体・公益法人の施設等運営事業の実績一覧(事業名、請負金額、契約期間、業務の概要等)、レストラン又はカフェの運営実績(営業期間、店舗規模、年間売上等)
 - イ 業務担当者等の能力に関すること。
 - (ア)業務担当責任者がこれまで経験した主な業務内容及び業務担当責任者としての経験年数
 - (イ) カフェ担当者がこれまで経験した主な業務内容と経験年数
 - (ウ) ショップ担当者がこれまで経験した主な業務内容と経験年数
 - ウ 組織体制(責任体制及び実施体制)に関すること。 組織(会社若しくは団体又は連合体)並びに業務担当責任者、カフェ担当者、 ショップ担当者及び各スタッフの責任、役割及び組織体制
 - エ カフェ・ショップの運営に関すること。
 - (ア) カフェ・ショップのコンセプト、特長
 - (イ) 博物館のテーマや展示に合ったカフェのメニュー例(ランチ、デザート、 テイクアウト可能な商品、飲料等)、販売価格、原価率等
 - (ウ) 博物館のテーマや展示に合ったショップの商品例5点以上、仕入れ先、販売価格等
 - オ 年間のカフェ、ショップそれぞれの必要経費(共通経費は分かるように記載 すること。)と売上見込み
 - カ 取組意欲に関すること 博物館及び豊田市の魅力向上、来館者満足度向上、利用者数向上及び収益増 への繋がり
- (2)作成上の留意事項
 - ア A 4 縦長左綴じで、正本 1 部及び副本 6 部を作成すること。ただし、表紙の 添付は不要
 - イ カラー印刷又はモノクロ印刷については問わない。
 - ウ 提出期間内に書類を提出しなかった者は、本プロポーザルを辞退したものと みなす。
 - 工 提出された書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例(平成10年条例 第34号)の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

オ 提出期限後は、提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない(本 市から指示があった場合を除く。)。

9 評価基準

(1)以下の項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を協定の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

なお、最低基準点は、下記アの業務経歴等を 8 点、イの業務実施計画等を 32 点とし、それらを合わせた点数(40 点)に審査員の人数 5 を乗じた点数(200 点)とする。

- ア 業務経歴等…20点
 - (ア)企業の業務実績
 - (イ)業務担当者等の能力
- イ 業務実施計画等(提案内容)…80点
 - (ア) 組織体制
 - (イ) カフェ運営
 - (ウ) ショップ運営
 - (工) 経費・売上案
 - (才) 取組意欲
- ※詳細は別紙「評価基準表しのとおり
- (2) 最高得点者が複数であった場合は、選考委員会において協議した上で、最終的 に協定の相手方を選定する。
- (3)参加者が1者の場合でも、最低基準点に達しない者は協定の相手方として特定しない。
- (4) 5名の委員のうち1名以上が「不十分」と評価した項目がある参加者は、協定 の相手方として特定しない。

10 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) このプロポーザルに係る手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 博物館内及び敷地内の物販については、当該事業のほかに、展覧会に付随する特設ショップ(展覧会実行委員会主催)やマルシェ(広場・駐車場での雑貨・飲食物等の販売)が行われる予定がある。
- (4)次に掲げる提案は、無効とする。

- ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
- イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- ウ 市が示した条件に違反した提案
- エ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為 をした者の提案
- (5) 最優秀提案者特定の日から協定締結の日までの間に次のいずれかに該当すると きは、協定締結を行わない。なお、協定締結がなされなかった場合は、最優秀提 案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載が確認されたとき
 - ウ 協定条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 最優秀提案者が当該事業を遂行することが困難と本市が判断したとき
- (6)(4)及び(5)の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 本プロポーザルにより特定された参加者を令和8年度から10年度までの当該 業務の協定の相手方とする。
- (8)採用案(協定締結先の提案書、提出図書等を含む。)に係る著作権は、第三者に帰属されるものを除き、市に帰属するものとする。
- (9) この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、市が定める。
- (10) その他本要領に定めのないことについては、仕様書のとおりとする。
- 11 問合せ先・書類提出先
- (1) 住所

〒471-0034 豊田市小坂本町5-80

豊田市博物館 美術・博物部 博物館 施設・総務担当

- (2) 電話番号 0565-32-6512 (直通)
- (3) FAX 0565-85-0902
- (4) E-mail hakubutsukan@city.toyota.aichi.jp